

ヒアリング結果要旨

1 ヒアリング対象者

ものづくり産業労働組合 J A M

川野副書記長、藤岡氏、ミンスイ在日ビルマ市民労働組合会長

2 内容

(転籍の在り方について)

- 憲法で職業選択の自由が保障されていることを踏まえれば、一切転籍が認められないことは課題があると考え。一方で技能修得のためには、一定期間、同一の実習先で実習することも必要である。
- 一定の事情がある場合には転籍を認めるように、現行の転籍制限を緩和することも考えられる。ただし、転籍制限の緩和については人材育成の観点からバランスを取った検討が必要であると考え。
- 実習実施者側は、できれば長くいてほしいと考えて育成に力を注いだと主張するケースが多い。一方、技能実習生は、労働環境全般における外国人と日本人との待遇の差を敏感に感じており、その待遇差が転籍の要求につながる。技能実習生に対し実習の継続を望むのであれば、実習実施者の意識を変える必要があると感じる。
- 仮に転籍制限が緩和ないし撤廃されたとしても、技能実習制度にある雇用者側の雇用維持の基本理念は維持されるべきである。

(管理監督や支援体制の在り方について)

- 監理団体が適切に機能していない実態があり、監理団体の質の担保に課題があると考えている。悪質な監理団体に対する技能実習生の受入れ停止を厳格化すべきである。
- 登録支援機関による支援について、現行の 10 項目の支援内容が十分かは検討が必要。登録支援機関は個人から法人まで幅広く登録可能ということもあり、質の担保には懸念がある。そもそも登録支援機関に支援の実態が伴っていないのではないかと考える。
- 監理団体や登録支援機関自体に課題が多くあるということを踏まえれば、支援できる体制であるかを含め、監理団体や登録支援機関の認定、登録、取消しを厳格に行うべきである。
- 外国人技能実習機構においては、本人からの聞き取りという原則が重視されすぎており、その点では柔軟性に欠けていると感じている。
- 送出機関等に支払う手数料は、ブローカーの温床になっている。悪質なブローカーの排除に向けて、相手国との継続的な協議を行うべきである。

(外国人の日本語能力の向上に向けた取組について)

- 受入れ側の日本人についても、やさしい日本語で話しかけたり、挨拶程度の簡単な外国人の母国語を学んだりするなど、多文化理解も含めた、受入れ側の環境整備も重要である。
- 日本語能力については、日常生活や仕事の場で、困ったときに自分の言葉で伝えられる程度の能力は必要である。したがって、技能実習制度においても、特定技能制度と同様に、受入れの要件に日本語能力を設けることは一定程度有効だと考える。また、監理団体による講習内容についても基準を設けるなど、質を担保する方策の検討が必要ではないかと考える。

(その他)

- 技能を学びたいという目的を持つ技能実習生は一定数いる。だからこそ、実習での現実とのギャップに困惑し、労働組合等への相談に繋がっているのではないかと考える。

以上